



# 沢辺税理士事務所通信

平成 28 年 5 月 1 日号

NO.027

## 小規模企業共済の一部改正

一定の個人事業主または法人役員の方の退職金準備制度として、小規模企業共済があります。独立行政法人の中小企業基盤整備機構が運営しているため安全性が高く、**積立型でありながらその支払全額が所得控除になり、かつ受取時の課税も退職所得扱い等になるため優遇**されており、非常に使い勝手のいい制度です。この度、4月より一部改正があり、より使い勝手が良くなりました。以下に改正点を簡略に抜粋します。

- (1) 子などに事業を譲渡した場合に伴う共済金の受取額が増加する
- (2) 法人役員が 65 歳以上になった場合に伴う共済金の受取額が増加するケースがある
- (3) 掛金の中途での減額が(完全に)原則自由となった

当事務所でも、中国税理士協同組合を経由して取次ができますので、ご関心がございましたら、いつでもお問合せ下さい。

## 国外財産への課税強化の発端となった、「武富士事件」

**近年、課税当局は国外財産への課税を強化しております。**たとえば、平成26年より、5,000万円以上の国外財産を有する方は、毎年「国外財産調書」を税務署に提出する義務が生じましたし、平成27年7月以降、1億円以上の有価証券等を有する方が国外転出する場合は、原則その含み益に対して(売却していなくても!)課税されることとなっております。

このように国外財産に対して監視の目が厳しくなったきっかけは、いわゆる「武富士事件」と呼ばれる、**課税当局が平成23年に最高裁で逆転敗訴し、本税1,600億円と還付加算金(税金につく利息のようなもの)400億円を返還した一件が発端**となっております。

事件の概要はこうです。父がオランダ法人の株式(この法人が武富士の株式を所有している)を香港に住む長男に贈与しました。非居住者(ざっくりいえば、国外に住む者)が国外財産を贈与によって取得しても、(日本の)贈与税は課税されません(現在は、改正により、日本国籍があれば課税されます)。ちなみに、香港には相続税や贈与税そのものがありません。

これに対し、課税当局や東京高裁は、本当の生活拠点は日本であり、香港への出国は、(税法的には合法ながら、)不当な租税回避目的の行動だとして、(課税当局の最終兵器とも言える、)行為計算の否認の規定適用を行い、また支持しました。つまり、不当な税金逃れのために国外居住したのだから、国外に居住しているという事実はなかったものとみなす!というのです。

しかし、最高裁ではこの主張を退けました。理由としては、「贈与税回避の目的があったとしても、客観的な生活の実態が消滅するものではないから、各滞在日数を調整したことのみをもって、生活の拠点が香港にないとは言えない」というものでした。

この事件や、他にも課税当局に不利な判決の出た事件等もあり、課税当局は、**これ以上の財産の国外流出と、それに伴う課税逃れを阻止しようと、躍起になっている**わけです。税法の改正が「いたちごっこ」である側面が垣間見えますよね。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>